



# 江東区からのお知らせ

## トピックス①

### まちづくり方針を策定していきます。

江東区では、北砂三・四・五丁目において、平成26年度から不燃化特区推進事業を開始以来、老朽建築物の建替えをはじめ、公共施設整備等による地区の防災性向上と住環境の改善に向けた防災まちづくりに取り組んでいます。

平成29年9月27日、地元住民が組織する「北砂三・四・五丁目地区まちづくり協議会」から区に対し、まちの将来像とそれを実現するためのまちづくり案として「まちづくり提案」が提出されました。

この提案を受け、今後、区の行政計画としてまちづくり方針を策定し、さらなる不燃化に向けた取組みを実施していきます。

#### ・まちづくり方針に位置付ける主な事項（案）

- (1) 地区計画等によるまちづくりのルール化
- (2) 道路拡幅等による道路ネットワークの構築
- (3) 公園・広場等の整備による、防災に資する空地の確保 など

#### ・今後のスケジュール

時 期	内 容
～平成30年3月（継続中）	まちづくり方針に係る庁内検討
平成30年3月	まちづくり方針（素案）の策定
平成30年4月～5月	まちづくり方針（素案）に対する意見照会
平成30年6月～10月	<u>まちづくり方針策定</u>
平成31年度以降	まちづくり方針に基づく取組みを開始

## トピックス② 道幅を広げる工事にご協力ください！

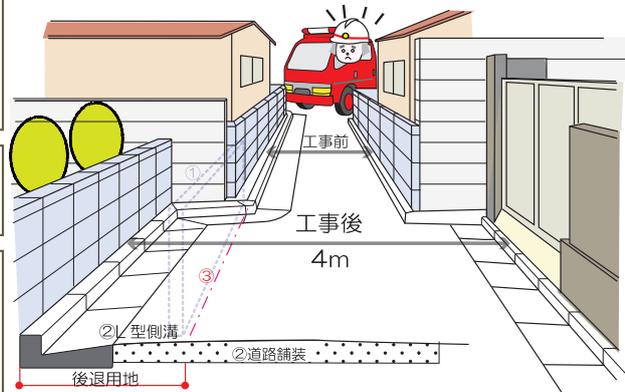
市街地の建築基準法上の道路（42条1項5号・42条2項に限る）を、より安全で快適な道路にするために、区の負担によって道幅を4mに広げる工事を行っています。

住みよいまちづくりのために、区民の皆様のご協力をお願いしております。

①既存の門塀・設備等の撤去又は移設工事は、原則区で負担します。  
(ただし、新築又は建替えに伴う場合は除きます。)

②後退用地の道路舗装及びL型側溝の移設は、区で工事を実施します。

③後退用地の寄付又は無償使用の手続に伴う測量・分筆等に要した費用については、区で助成をします。  
(ただし、前面道路が私道の場合を除きます。)



問い合わせ先  
江東区都市整備部 建築調整課 建築防災係

〒135-8383 江東区東陽四丁目11番28号  
TEL: 03-3647-9764 / FAX: 03-3647-9009

## トピックス③ 不燃化特区の助成制度は平成32年度 (平成33年3月31日)まで！ 申請はお早めに！

- ①老朽建築物を除却する場合に、**除却費に対して助成**を行います。
- ②不燃化建替えを行う戸建住宅及び共同住宅に対して、**除却費、設計費及び監理費の一部助成**を行います。
- ③不燃化建替えを行う場合や老朽住宅を除却する場合に、**固定資産税・都市計画税の減免**が受けられます。

※助成を受けるには、それぞれ条件があります。  
詳細は、不燃化相談ステーションまでご相談ください。

## トピックス④ 専門家による個別相談会を開催しています。

不燃化特区区域内（北砂三丁目の一部、四丁目、五丁目の一部）で、建物の建替え、移転、除却を検討している方を対象に、無料の個別相談会を開催しています。土地や家屋等に関する専門家が、さまざまな相談にお答えします。

個別相談会の開催日時等については、別紙ちらしをご確認の上、不燃化相談ステーションまでお問い合わせの上、お申し込みください。



問い合わせ先

江東区都市整備部地域整備課 不燃化推進係

〒135-8383 江東区東陽四丁目11番28号

E-mail: tiikiseibi@city.koto.lg.jp / TEL: 03-3647-9491 (直通) / FAX: 03-3647-9009